

## 大分地方裁判所委員会議事要旨

### 第1 開催日時

令和元年9月11日（水）午後1時30分から午後2時45分まで

### 第2 開催場所

大分地方裁判所大会議室

### 第3 テーマ

専門的知見の活用について

### 第4 出席委員（50音順）

岩坪朗彦，空閑直樹，草場淳，清水孝子，高倉セツ子，中田光治，仲摩典幸，  
西田充男，原口祥彦，山口直子

### 第5 議事内容

- 1 専門委員制度の説明，専門委員が関与した事件数及び事件の関与状況の説明
- 2 意見交換（□：委員長，◇：委員（学識経験者），◆：委員（法曹関係者），

●：裁判所）

◆ 大分地方裁判所の専門委員リストには，どのような職種があり何人掲載されているか。また，どのように専門委員を選任するのか経緯を聴きたい。

● 大分地方裁判所には30人の委員がいる。専門分野別では，医事関係が17人，建築関係が5人，その他の分野が8人となっている。

大分地方裁判所の専門委員リストから当該事件に適した専門分野の委員を選ぶが，複数名いる場合には，当事者との利害関係等を考慮し，適した委員を当事者に提示し，当事者の意見を聴いた上で専門委員を選任している。

◆ どのような人を専門委員リストに登載するのか，医者であれば誰に推薦してもらおうのか，建築士であればどのように見つけてくるのか。

● 一つの給源として，専門的知見をもった調停委員に専門分野の方を推薦してもらおう場合や，現在の専門委員に推薦してもらおう場合，当該分野の学会を通じて推薦をしてもらおう場合がある。

- 地方裁判所委員会委員の方々が所属する組織や立場の中で、いろんな専門家と関わりを持ちながら仕事をしているのではないかと思います、どの様な形で専門家と関わっているのか、また、未開拓の分野に専門家の関与が必要となる場合に、どのような工夫をしているのかを参考に聞かせていただきたい。

◇ 放送局では、ニュース番組や情報系の番組で専門家に話を聞くことが多い。特に、地震や災害時にそれについて研究する専門家に出演してもらいコメントをもらうが、気を付けなければならないことがある。全国的な規模の放送であれば、有名な専門家もいるが、大分県のローカルな番組になると大分地域の事情に詳しい方を選定する。その場合、現在も地震のメカニズムは、研究段階で解明されていないこともあり、人により意見の違うことがあることから、テレビの視聴者に誤解を与えないようにする必要がある。事前にいろいろと取材をした上で、間違いのないように気をつけているところである。

◇ 銀行は、現在コンサル業務に力を入れているところで、上場していない会社の株式評価について、コンサル契約を結び外部の公認会計士や税理士にお願いするなどしているほか、M&Aについても、M&Aセンターと提携の契約を結びながら、銀行にノウハウがないものについて外部にお願いをする状況となっている。

専門委員になってもらう委員についても、デジタル化の社会になっているのでインターネットで幅広い方々に登録をしてもらうとか、契約をしてもらう等、地元にはないノウハウを持った方を広く集めてはどうか。

- 裁判所の仕組みとしては、専門委員の名簿に登載をいただいた方の中から選任する枠組みは動かすことができないところである。大分地裁に専門委員の名簿はあるが、他庁の専門委員であれば、所定の手続を取れば大分地裁から依頼することができるので、広がりはあると思われる。ただ、大分の地域性や特殊性が問題となる専門的な知見となると大分の専門委員が望ましいかもしれないし、そのニーズがどの辺りにあるかによって選任も変わって

くると思われる。

- ◆ 弁護士もトラブル解決のため専門家を探すことがある。同業者の中から専門家を紹介してもらうのが良いと思う。例えば、司法書士や建築士の集まりや異業種交流の会等の繋がりがあるので、同業者から探すのが一番安心して探せると思う。裁判所が探すときにそのような繋がりとして、調停委員にはいろんな業種の方がいるだろうし、弁護士会に声を掛けていただければ紹介もできると思う。

◇ 医事関係の民事第一審通常訴訟の平均審理期間が短くなっているのは、平成16年以降に専門委員制度を活用した影響があるのか。

また、当事者が専門委員の関与を否定した場合はどうなるのか。

- 平成16年4月に民事訴訟法が改正され、争点整理を集中させ、審理を迅速化させようという大きな動きがあり、裁判所としては民事訴訟法の改正に伴う業務が平均審理期間が短くなったことに影響したものと考えている。

和解に専門委員が関与する場合は、当事者の同意が必要であると民事訴訟法で定められている。争点整理の前提の場面において、一方の当事者が専門委員の関与に強く反対したことから関与を見送ったケースがある。

□ 補足となるが、専門委員の関与については、争点整理等の手続、証拠調べの手続においては当事者の意見を聴いて裁判所が決定するので、当事者が反対しても裁判所が必要とすれば専門委員の関与を決定することができ、和解の手続においては当事者の同意を得なければ、専門委員の関与の決定をすることができないこととなっている。

医事関係の民事第一審通常訴訟の平均審理期間が短くなっているのは、間違いのないところである。平成16年に民事訴訟法が改正され、審理期間の長期化を是正しなければ、裁判所の利用者が減少してしまうとの危機意識から、裁判の迅速化に取り組み平均審理期間が短くなったものがある。

- 検察庁でも専門家が関与することがあるのではないかと思われるが、いか

がか。

- ◆ 検察庁も裁判所と同じような事件を扱っているが、警察や最高検を通じて専門家をお願いすることがある。刑事事件関係の鑑定を依頼する場合は、経験の数や守秘義務との関係もあるので、いろいろと制約がある。また、資産評価などは、内部である程度人材を育てる必要があると思われるが、なかなか難しいのが実情である。

□ 弁護士の立場からは、専門委員を和解に活用することについてどのように考えるか。

- ◆ 今までにそのような事件に関与したことがないが、専門委員は鑑定人とは違った立場なので和解の席にいるのは若干の違和感を感じる。

- 高等裁判所の事件で、土地の地盤の地質について、大学の研究者の方に専門委員として争点整理や和解に関与してもらったが、最終的に判決で終局したものがあつた。鑑定人とは違う立場なので、意見を述べる立場の方ではないという点には気を付けていた。

□ 建築関係の事件で、専門委員に争点整理、証人尋問及び和解に立ち会ってもらい、和解が成立したことがある。当事者双方とも和解で解決したいとの希望であり、和解に専門委員が関与することを了承していた事案であつた。

専門委員の発言は、鑑定とは違い証拠とはならないことに意識をしていた。

□ 本日の意見交換を終わらせていただきます。ありがとうございました。

## 第6 次回期日等について

### 1 日時

令和2年2月12日（水）午後1時30分から

### 2 テーマ

裁判所における防災について

### 3 場所

大分地方裁判所大会議室